大阪府・大阪市 生活情報誌

くらしすと

2009年（平成21年）1月
1
January
vol.21

行ってみよう！
キッズプラザ大阪

大阪市営地下鉄堺筋線「扇町」駅2号出口すぐ
JR環状線「天満」駅西へ徒歩約3分

1997年7月に日本ではじめて誕生した遊びながら学べる子どものための博物館。「実際にやってみることで学べる」をコンセプトに、子どもたちが自由に体験できる展示物や、身近な題材を取り上げたさまざまなワークショップが充実しています。

もくじ

ニュース

■悪質水道事業者に対し、全国初の業務改善指示！

大阪府は、水回り工事の訪問販売業者のアイ・ケイ・エス(株)に対し、大阪府・大阪市合同事業者指導チームの調査により、平成20年11月19日に特定商取引法に基づく業務改善を指示した。同社は「水のトラブル110番」と記載したマグネットなどを配布、修理に呼ばれた先で必要のない工事を勧誘し、高額な工事代金を請求していた。

■電子メール広告規制に「オプトイン方式」を導入

改正特定電子メール法（平成20年5月公布）と改正特定商取引法（同6月公布）が平成20年12月1日に施行された。事業者からの広告宣伝メールは、あらかじめ送信に同意した消費者に対してのみ送信を認めるオプトイン方式を導入。受信拒否の通知を受けた場合は以後の送信は禁止。

■温室効果ガス2年ぶりに排出増へ

環境省がまとめた平成19年度の温室効果ガスの国内排出量（平成20年11月12日付速報値）は、二酸化炭素（CO_2）換算で13億7100万トン。京都議定書の規定による基準年である平成2年と比較すると8.7%増。エネルギー起源による二酸化炭素（CO_2）は、前年度比で2.3%増。原子力発電所の稼働率が低下、火力発電で代替したことが主な原因とみられる。

クイズ キッズプラザ大阪

キッズプラザ大阪のマスコットキャラクターの名前は？

答えは3ページ

成人の日に寄せて
～クリティカル・リテラシーを身につけよう～

大阪教育大学准教授　**鈴木 真由子**

未成年と成人の違い

今月12日は成人の日。民法で決められている成人（成年）年齢は何歳かご存じですか？　近年、18歳への引き下げも議論されるようになりましたが、第4条には「年齢20歳をもって、成年とする」とあり、満20歳が成人年齢です。成人に達すると、未成年（20歳未満）の間に一定の制限が与えられていた法律行為を、自由に、無制限に行うことが可能になります。

「契約」を例に挙げれば、未成年者の契約には、基本的に保護者（法定代理人）の承諾が必要です。また、当事者または保護者が申し立てることで、契約の取り消しも可能です。ところが、満20歳を迎えたとたん、事態は一変します。その日以降交わした契約は、すべて当事者の承諾のみで成立し、クーリング・オフや特別な場合を除いて、むやみに取り消すことはできません。たった1日の違いであっても、満20歳の前日か当日かで、法律上の権利・義務・責任の範囲や程度がまったく異なってくるのです。

これから、成人として責任をもって「契約」に臨まなければならない皆さん。ぜひクリティカル・リテラシーを身につけましょう。

“クリティカル・リテラシー”とは

“クリティカル・リテラシー”とは、簡単にいえば“批判的に考える力”のこと。”批判的”というと、ネガティブな印象を持つかもしれませんが、そうではありません。“批判的に考える”とは、多くの情報から適切なものを取捨選択し、それに基づいてさまざまな観点・条件から選択肢を吟味し、合理的に判断することです。

クリティカル・リテラシー

批判的に考える力

重要 自分の決定を省察的に振り返ること

例えば、自分の考え方の「癖」を自覚したり、別の角度から、他の立場で考え直したり。自分と異なる意見や自分の考えに矛盾する情報を探し、比べてみることも有意義です。どこが、どのように異なるのか、なぜ矛盾するのか、客観的に問い直してみましょう。また、その情報を発信している母体は何か（誰か）、どのような意図があってその情報を発信しているのか、その背景についても考えてみる必要があります。

すべての選択肢を十分に吟味しましたか？　情報は適切でしたか？　そしてその結果出した結論は、あなたの希望にとってバランスのとれた答えでしたか？

重要なのは、自分の決定を省察的に振り返ることなのです。

知識・理解からアクション（行動）へ

消費生活に関わる正確な情報や知識は、消費者にとっての“力”です。消費者としての自分や家族の財産、生命などを守ることができる“力”です。ただし、それはアクションを起こさなければ役に立ちません。そう、主体的に行動できる消費者です。成人の日を迎えた皆さんは、これからクリティカル・リテラシーを身につけた契約の当事者としての、主体的で責任ある行動が求められているのです。

トラブルQ&A 電話で呼び出され、毛皮のコートを契約させられた

Q 数日前、駅前で若い女性に呼び止められ、アンケートに答えた。昨日、その女性から電話があり「今、うちの会社でイベントをやっている。参加するだけでいいから来ない？」と誘われた。参加するだけならと思い、軽い気持ちで出かけたところ、70万円の毛皮のコートを勧められた。高額だし不要なので何度も断ったが、数人の販売員に長時間、執拗（しつよう）に勧められ、仕方なくクレジットの申込書にサインをしてし

A この事例はアポイントメントセールス（訪問販売の一種）に当たります。契約書面を受け取ってから8日以内なのでクーリング・オフ（無条件解約）が可能です。クレジット契約をしていましたので、販売会社だけでなく信販会社にもクーリング・オフ通知を出すよう助言しました。

アポイントメントセールスとは、販売目的を隠して電話やハガキなどで営業所などに誘いだし、商品やサービスの契約をさせる商法です。なかでも、男性には女性が、女性には男性が電話やメールなどの手段で近づき、親しくなってから会う約束をして、商品を購入させる商法は一般に「デート商法」とか「恋人商法」と呼ばれています。異性間の感情を利用した悪質商法で、いったん契約に応じると、次々に商品を売りつける手口です。こういった商法の多くはクレジット契約が利用されています。複数のクレジット契約を組まされて、多重債務に陥ってしまうこともあるので十分注意が必要です。

また、事例のように長時間、執拗に勧誘するなど勧誘方法に問題がある場合は、クーリング・オフ期間を過ぎていても契約を取り消しできる場合があります。

このような商法の被害に遭わないためには

- **街頭でのアンケートなどで、安易に個人情報を提供しないようにしましょう。**
- **電話で呼び出されても、きっぱりと断りましょう。**
- **販売員が恋人のように接してきて、商品を売りつける手口があることを知っておき**

クイズの答えは「ゆうくん」と「あいちゃん」です。

二人は双子でとても仲良し！
ゆうくんの好きな食べ物はうどんで、あいちゃんはたこ焼きが大好きです。

ゆうくん　あいちゃん

キッズプラザ大阪（入場料が必要です。ご来場の際下記までお問い合わせください）

問い合わせ先 大阪市北区扇町2丁目1番7号
TEL：06-6311-6601　FAX：06-6311-6605
HP：http://www.kidsplaza.or.jp

開館時間 9：30～17：00（ただし、土曜日、日曜日、祝日、夏休み期間は19:00まで）
※入館券の発売は閉館45分前まで【1月3日（土）～1月5日（月）は臨時開館につき17時まで】

休館日 月曜日（ただし、その日が祝日の場合は翌日）、12月28日～1月2日
臨時休館（9月初旬）

郵送希望の方は90円切手をはり、あて名を明記した封筒（定形：1年分12枚）を（財）関西消費者協会（〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル）までお送りください。

おしらせ 参加費無料 INFORMATION

大阪市からのお知らせ

くらしの達人！わんデー講座

テーマ：**かしこく選ぶ旅行プラン！**
～トラベルがトラブルにならないために～

内容　トラベルがトラブルになったことはありませんか？ パック旅行についての『旅の選び方』『申込み時の注意点』『出発前の準備から旅先での心得』などを学びます。卒業旅行や春休みの旅行に役立ててください。

日時　**1月22日（木） 13：30～15：00**

場所　**弁天町市民学習センター 第2研修室**
大阪市港区弁天1丁目2番2-700号（オーク2番街7階）
※最寄駅…地下鉄中央線・JR環状線　「弁天町」駅

対象　大阪市内在住・在勤・在学の方

定員　50人（申し込み多数の場合は抽選）
※一時保育はありません。

締め切り日　1月15日（木）

テーマ：**家電製品の省エネのすすめ**
～電気の基本・安全対策から省エネまで～

内容　普段なにげなく使っている電化製品ですが、使い方を間違えると危険を招く可能性があります。電気の基本を学び、安全対策について理解を深めましょう。
　また、省エネを通じて、節約術や地球環境についても学びます。

日時　**2月18日（水） 13：30～15：00**

場所　**阿倍野市民学習センター アトリエ**
大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目10番1－300号
（あべのベルタ3階）
※最寄駅…地下鉄谷町線「阿倍野」駅
　　　　　近鉄電車「あべの橋」駅
　　　　　JR「天王寺」駅

対象　大阪市内在住・在勤・在学の方

定員　45人（申し込み多数の場合は抽選）
※一時保育はありません。

締め切り日　2月11日（水）

申し込み・問い合わせ先　**大阪市消費者センター**
TEL：06-6614-7522　FAX：06-6614-7525
※大阪市電子申請システムからも受付しています。

消費生活相談　☎**06-6614-0999**（毎日）10：00～17：00
（12月29日～1月3日は除く）
※大阪市内にお住まいの方が対象です。

メール相談　ホームページからメール相談にアクセスしてください。
（12月28日～1月3日は除く）

ホームページ「くらしのひろばエル」（パソコン・携帯電話）
http://www.city.osaka.jp/Lnet

大阪府からのお知らせ

消費者問題講演会

テーマ：**広告・表示のウラ・オモテ**
～違反事件から学ぶ景品表示法～

内容　チラシ・広告の正しい見方を、違反事件の具体的事例ＤＶＤでわかりやすく学びます。

日時　**1月30日（金）　14：00～16：00**

場所　**生活情報ぷらざ　セミナー室**
※最寄駅…地下鉄・京阪電車「天満橋」駅すぐ

講師　**公正取引委員会 近畿中国四国事務所 取引課**

定員　70人（定員になり次第締め切ります）

申し込み・問い合わせ先
（財）関西消費者協会
TEL 06-6945-1100　FAX 06-6945-1375
Eメール　staff@kanshokyo.jp
ホームページ　http://kanshokyo.jp/
主催／大阪府　企画／（財）関西消費者協会

食の安全安心現地体験

日時　**2月12日（木）・13日（金）10：00～16：30（予定）**
大阪府庁集合・解散

見学先　**恩地食品（株）**
京都工場（うどん）（京都府八幡市岩田南野7－1）
イートアンド（大阪王将）（株）
枚方工場（枚方市春日北町1－10－10）

内容　うどん製造工場および餃子製造工場の見学、意見交換会

定員　各日20人（申し込み多数の場合は抽選・当選者には後日、参加証をお送りします）

申し込み方法
1月30日（金）までに、希望日・参加者氏名・ふりがな・郵便番号・住所・連絡先電話番号を記載し、下記へ。
（1）府民お問合せセンター「食の安全安心現地体験」係に郵送またはFAX
●郵送　〒540-8570（住所記載不要）
●FAX　06-6910-8005
（2）電子申請　食の安全安心HP
http://www.pref.osaka.jp/shokuhin/anzen/ より

問い合わせ先　**府民お問合せセンター（ピピっとライン）**
TEL ＃8001または06-6910-8001

消費生活相談　☎**06-6945-0999**（月～金）9：00～17：00
※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。
消費者問題の専門家団体が実施する週末相談（年末年始除く10：00～16：00）
■土曜日／06-4790-8110（社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
■日曜日／06-6203-7650（社）全国消費生活相談員協会
※お間違えないよう、番号をよくご確認のうえおかけください。

ホームページ「消費生活事典」
http://www.pref.osaka.jp/shouhi/

「くらしすと」第21号　平成21年1月5日発行（次号2月2日発行）
◆大阪府消費生活センター　〒540－6591 大阪市中央区大手前1－7－31（OMMビル）☎06－6945－0711
◆大阪市消費者センター　〒559－0034 大阪市住之江区南港北2－1－10（ATC）☎06－6614－7522
◆企画・編集：大阪府・大阪市消費者啓発企画委員会、(財)関西消費者協会 ☎06－6945－1100
◆デザイン：(株)RGB　◆印刷：(株)ケーエスアイ
◆この情報誌は企画から印刷まで全てを外注して、作成しております。（毎月３６，０００部発行、1部あたりの単価は10円です）
◆古紙を使用しています。

くらしの商品安全だより

製品の事故情報などをお知らせします

電子レンジでの事故

電子レンジはマイクロ波によって直接食品内部の水分子を振動させ、摩擦熱により加熱します。そのため、食材によっては調理に工夫が必要であったり、金属などの調理器具は使用できないなど、注意しなければならない点が多く、使い方によっては危険な場合もあります。また、電子レンジを使って加熱する湯たんぽやカイロなどでは、加熱のし過ぎによる破裂ややけどの事故が発生しています。電子レンジの安全な使い方について確認しましょう。

湯たんぽ

事例❶（※1）

電子レンジで加熱して使用する湯たんぽを、加熱後に取り出して寝室へ行く途中に破裂し、内容物により全治1カ月程度のやけどを負った。

カイロ

事例❷（※2）

電子レンジで温めて使用するカイロを加熱していたら、中のゼリーがとびだした。

突沸(とっぷつ)（突然沸騰(ふっとう)すること）

事例❸（※1）

子どもが、電子レンジの「オートあたため」ボタンを押して牛乳を温めたところ、ぬるかったため、もう一度ボタンを押して加熱し取り出した途端、突沸した牛乳が顔にかかり、やけどを負った。

電子レンジ用ゆで卵調理器具

事例❹（※1）

電子レンジ用ゆで卵調理器具を使い、取扱説明書に従って電子レンジで生卵を調理したにもかかわらず、卵が破裂して電子レンジのオーブン用ガラスヒーター管が破損した。

電子レンジを使用する際の注意点

ゆで卵を使用した食品の温めなおしは、庫内や庫外で破裂することがあり危険です

ゆで卵は電子レンジで加熱すると破裂しやすく、加熱が終わった後でも内部の圧力が高い状態で維持され、庫外で破裂することもあります。電子レンジで食品を温めるときはゆで卵が入っていないかどうか確認しましょう。

電子レンジで液体を温めすぎるのは危険です

電子レンジを使って液体を温めすぎると突沸することがあります。突沸は前触れなく起きることがあるため、庫内を確認しながら温めていても避けることは困難です。温めた飲み物を取り出す際に突沸が起きると高温の内容物が激しく飛び散り、やけどを負う危険性があります。また、沸騰がおさまった直後に粉末などを入れると吹きこぼれる現象もよく起こります。液体を高温に温めた場合や沸騰させてしまった場合は、加熱が終了してもすぐに取り出さず、扉を開けないでしばらく冷ますことで突沸や吹きこぼれを避けることができます。

弁当や惣菜（そうざい）を温める際は耐熱容器を使用しましょう

ポリスチレンなど熱に弱いプラスチック製の容器は、加熱しすぎると変形してしまうことがあります。またその際、ポリスチレン製の容器から内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）の疑いがある成分が検出されることもあります。電子レンジは油も加熱するので、特に油の多い食品を温めなおす場合は、電子レンジでの使用が可能な容器に移し替えて温めましょう。

電子レンジを調理以外の目的で使用する場合は、電子レンジの取扱説明書も確認して判断しましょう。

電子レンジを調理以外の目的で使用する商品が数多く販売されています。電子レンジの取扱説明書には「調理目的以外には使用しない」と書かれており、原則的には調理以外の目的で使用することを禁止しているので、このような商品を使用するかどうかは、かならず商品および電子レンジの取扱説明書をよく確認してから判断しましょう。

参考 【事例提供】※1　独立行政法人　製品評価技術基盤機構　検索データベース
※2　独立行政法人　国民生活センター　くらしの危険No.283　「電子レンジを調理目的外で使用する危険」
【電子レンジを使用する際の注意点】独立行政法人　国民生活センター　「電子レンジの使用に関するトラブル」

「くらしの商品安全だより」は、（独）国民生活センターや（独）製品評価技術基盤機構（NITE）などから収集した情報をもとに、事故の未然防止・再発防止のために作られています。特定の商品・サービスを推奨するものではありません。無断転載はお断りいたします。
◆大阪府消費生活センター　〒540−6591 大阪市中央区大手前1−7−31（OMMビル）☎06−6945−0711
◆大阪市消費者センター　〒559−0034 大阪市住之江区南港北2−1−10（ATC）☎06−6614−7521
◆企画・編集：（財）関西消費者協会 ☎06−6945−1100　◆デザイン：（株）RGB　◆印刷：（株）ケーエスアイ